

# いおかぜ

No.341 2020 11月号

令和3年度税制改正に関する提言 .....2~3  
感染防止対策取組書 .....4  
医療百話「アルコール性肝障害」 .....5  
第113回 税金よもやま話  
『令和2年分年末調整について』 .....6  
第38回「知って得する？」社労士の独り言  
『改定「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の  
概要について』 .....7  
経営者の声 法人会アンケート調査システム .....8~9  
地域の会員企業紹介 .....10  
おじゃましました！会員訪問  
Vol.034 株式会社 西尾建設さん .....11



公益社団法人 藤沢法人会

表紙写真:黒柳西幾氏



# 税制改正に関する提言

去る9月24日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和3年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

## はじめに

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的流行に飲み込まれ、未曾有ともいえる危機的事態に直面した。感染リスク防止など社会的要因により、需要が一気に蒸発するなど経済社会活動がほとんど機能不全に陥ったのである。

このため、これまでの経済危機に対する政策は通用せず、個人の生活や中小を中心とした企業の経営に対する財政支援という社会政策を優先せざるを得なかった。また、感染収束の見通しが不透明になったことから、当初想定されたV字回復は困難となり、企業も個人も新型コロナウイルスの存在を前提とした「新しい日常」への対応を余儀なくされている。

こうした状況を背景に税財政改革が一時棚上げ状態となる中、新型コロナ対策を目的とした二次にわたる今年度補正予算で約58兆円近い赤字国債を追加発行するなど、財政の悪化は急速かつ深刻化する形となった。しかも本年の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針2020)は、国家的課題である財政健全化について、堅持してきた2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)黒字化目標を明記しなかった。追加発行された国債の返済計画についても明確な言及はなかった。

新型コロナ対策については先進各国も多額の国債を発行しているが、多くの国は返済計画の議論に入っており、我が国の財政規律の緩さが際立っている。せめて返済財源については新型コロナ収束後を見据えつつ、現世代の負担で解消するよう早急に議論を開始すべきであろう。

今回のコロナ禍では、ほかにも我が国経済の弱点があらわになった。デジタル化対応の遅れや中小企業をはじめとした経営基盤の脆弱さなどである。コロナ収束後に向け、禍を転じて福となすべく規制改革や税財政上の対応を積極的に進め経済再生に取り組みかねばならない。

## 令和3年度税制改正スローガン

○コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

○厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

## 税目別の具体的な課題

### 1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

#### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

#### (3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

#### (4) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

### 2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率

が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税軽減対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナウイルスにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

### 3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) **事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設**  
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) **相続税、贈与税の納税猶予制度の充実**  
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
  - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
  - ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
  - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

### 4. 相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

### 5. 地方税関係

#### (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

#### (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

#### (3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

#### (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税收確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### 6. その他

#### (1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

#### (2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。



# 神奈川県民のみなさまへ 知っていますか？

## 感染防止対策取組書



《感染防止対策取組書QRコード》

神奈川県では、お店や施設が行っている「**感染防止対策**」を**見える化**するシステムを導入しています。

お店や施設を利用される方は、「**感染防止対策取組書**」をご覧ください、それぞれのお店がどのような感染防止対策を行っているかを確認してみてください。**随時**、感染防止対策取組書を**更新しています!!**

**また、上記QRコードより、感染防止対策取組店舗検索ができます。**既に登録いただいている事業者様で、新たな感染防止対策を登録された場合、その対策に**〈New !〉**と表示され、対策の強化をアピールできます。

### 感染防止対策取組書とは？

各お店や施設が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示するものです。  
店先に掲出することで利用者や地域の安心につながります。

#### 見える化

店頭にてこの取組書が掲出されていることで、ひと目で感染対策に取り組んでいることが分かります。

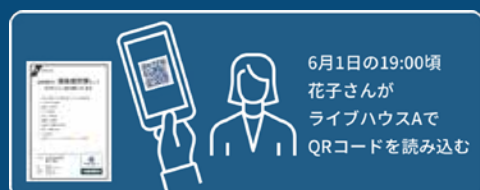
#### ガイドラインに準拠

各業界団体が作成した業種別ガイドラインに準拠した項目で、対策状況をチェックできます。

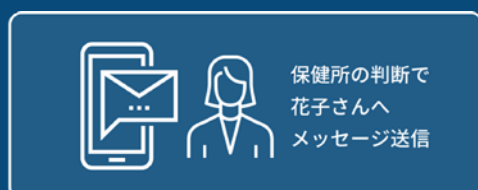


## LINEコロナ お知らせシステムについて

施設でQRコードを読み込んだ人のうち、濃厚接触の疑いがある人に、保健所からLINEでメッセージを送信する仕組みです。保健所が濃厚接触者を把握するための支援システムです。



検査陽性者の人が6月1日の19:00頃にライブハウスAを利用していたことが判明



#### 感染リスクを疑う場合、**Point 01** 対象者にLINEメッセージ

新型コロナに感染された方が発生した際、保健所が同じ施設の利用者に濃厚接触などの感染リスクを疑う場合、対象者にLINEメッセージでお知らせします。

#### スムーズな案内・対応 **Point 02**

メッセージを受け取った方は、メッセージに記載された保健所の連絡先に電話することでスムーズな案内・対応が受けられます。

#### 安心して利用できる **Point 03**

本システムでは、利用者の方の氏名、住所、電話番号は取得・利用しません。また、スマホのGPS位置情報も取得・利用しません。神奈川県が個別の利用者の来店履歴を閲覧することはありません。

### LINEコロナお知らせシステムの注意点

- QRコードを読み込んだ施設、日時でメッセージの配信対象を絞り込みます。利用者の方は、お店や施設などを利用するたびにQRコードを読み込みましょう。
- 感染者の方がお店、施設を利用していても、必ずメッセージが送信されるわけではありません。感染者の方への聞き取りの結果、濃厚接触の方がいることが強く疑われる場合など、保健所が必要と判断した場合に、メッセージが送信されます（メッセージには、保健所の判断により、店舗などの同意を得た上で、事業所名や利用日を記載する場合があります）。
- メッセージを受け取ったからといって、必ず濃厚接触者、感染者となるわけではありません。まずはメッセージの案内にしたがって、保健所へご連絡ください。
- メッセージを受け取り保健所から案内をうけた際、訪問した施設名などをSNS等に投稿・公表しないでください。



# 医療面話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



## 「アルコール性肝障害」

●アルコール性肝障害は過剰飲酒に伴う肝障害であり、一般的にはアルコール換算60g/日以上以上の飲酒を5年以上継続することによって発症します。アルコール度数40%の飲料100mLには、体積で40mLのアルコールが含まれており、1mL中に含まれるアルコールは約0.79gです。アルコール度数は、ビールが約2～7%、ワインが10～15%であり、グラス1杯(約360mL)のビールには約5～20g、グラス1杯(約150mL)のワインには12～18gのアルコールが含まれています。アルコール依存症の患者さんが肝硬変に進展する率は20～30%ですが、アルコールに対する肝障害の感受性には個人差が大きく、性差、年齢、栄養状態、アルデヒド脱水素酵素(ALDH)などの遺伝的素因、免疫機能などにより決定されます。女性はアルコール性肝障害への感受性が高く、男性に比べて約2/3の飲酒量で肝障害が出現し、約半分の飲酒期間(10年程度)で肝硬変にまで進展するとされています。女性のリスクが高いのは、胃粘膜に存在するアルコール脱水素酵素(ADH)が少ないために、より多くのアルコールが分解されないまま肝臓に

到達するためと考えられています。また、女性のほうがアルコール依存症になりやすいとの報告もあり、特に若年女性の大量飲酒者が増加しており、将来への影響が危惧されています。

●アルコール性肝障害の代表的な病型には、脂肪肝、アルコール性肝炎、肝硬変があり、多くはこの順に進行していきます。また、肝硬変にまで進行した肝臓には肝細胞癌が発生することがあります。①アルコール性脂肪肝では全肝細胞の約1/3以上に脂肪化が認められます。無症状のことが多く、1/3の患者さんでは肝臓の腫大を認めますが、圧痛は通常みられません。②アルコール性肝炎：脂肪肝、びまん性の炎症、および肝壊死が複合的に発生し、軽度で可逆的なものから、生命を脅かすものまで様々な重症度を呈します。③アルコール性肝硬変：正常な肝構築を崩壊させる広範な線維化を特徴とする進行した肝疾患です。進行度により代償性と非代償性に分類します。代償性の場合は殆どの患者さんが無症状です。非代償性の場合、倦怠感、黄疸、腹水、食道・胃静脈瘤による上部消化管出血、肝性脳症などの様々な症状が出現しやすい状態になります。

●アルコール性肝障害の治療：①禁酒が治療の中心であり、肝障害の増悪を予防することで、予後の改善が期待できます。急性期に離脱症状が出現した場合は、薬剤を用いた対応を行います。禁酒の継続には困難を伴うことも多く、思いやりのあるチームアプローチが必須となります。②栄養状態の評価を行い、栄養療法を行うことも大切です。

## 法人会の事業

10/3

参加人数29名

### 青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜・東浜)



毎年5月30日(ゴミゼロ)直近の5月の日曜日に藤沢市と公益財団法人かながわ海岸美化財団が、藤沢市域海岸一帯のボランティア清掃として、ゴミゼロクリーンキャンペーンを主催し、青年部会も参加していましたが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催が中止となりました。

青年部会ではGoToキャンペーン関係で、江の島周辺の海岸に大勢の観光客が集まることを予測し、夕刻前より、片瀬海岸の西浜と東浜に分かれ、海岸清掃を行いました。

役員への  
質問

①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤あなたのヒーローは誰？  
①藤沢東支部、総務委員長 ②増子電気工事株式会社 ③川又辰治 ④交通信号機、街路灯工事等 ⑤喪黒福造

## 令和2年分年末調整について

新型コロナウイルス感染症が依然として収束の兆しを見せず、例年行われている年末調整説明会の開催が中止となっております。そこで今回は、本年の年末調整の注意点をまとめてみたいと思います。

## 1 基礎控除の改正

基礎控除額が10万円引き上げられ48万円（前年は38万円）になります。但し、合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の人の基礎控除額は32万円、合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の人の基礎控除額は16万円、合計所得金額が2,500万円超の基礎控除額は0円となります。尚、年末調整で基礎控除の適用を受けようとする人は「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要となります。

## 2 給与所得控除の改正

給与所得控除額が一律10万円引き下げられ最低55万円（前年は65万円）となり、給与等の収入金額の上限が1,000万円超から850万円超に引き下げられ給与所得控除額の上限が195万円となります。つまり給与等の収入金額が850万円より多くても給与所得控除額は195万円より増えないこととなります。

## 3 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

給与等の収入金額が850万円超の人は給与所得控除額引き下げの影響により増税となります。次のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額（収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する額を給与所得の金額から控除することとされました。

- ①本人が特別障害者である
- ②23歳未満の扶養親族がいる
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる

尚、年末調整で所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。

## 4 扶養控除等の合計所得金額要件の改正

給与所得控除等の改正により、次の合計所得金額要件が見直しとなります。

|                  | 合計所得金額の要件     |               |
|------------------|---------------|---------------|
|                  | 令和元年          | 令和2年以降        |
| 同一生計配偶者・扶養親族     | 38万円以下        | 48万円以下        |
| 源泉控除対象配偶者        | 85万円以下        | 95万円以下        |
| 配偶者特別控除の対象となる配偶者 | 38万円超～123万円以下 | 48万円超～133万円以下 |
| 勤労学生             | 65万円以下        | 75万円以下        |

## 5 ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の改正

ひとり親控除は、「未婚のひとり親」について従来の寡婦控除の適用がなかった為に設けられました。ひとり親とは、所得者が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、下記の要件に該当する人です。性別は問いません。ひとり親控除額は35万円となります。

- ①総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっている人を除く）がいること
- ②本人の合計所得金額が500万円以下であること
- ③住民票に事実婚である旨の記載がされた者がいないこと

寡婦控除はひとり親に該当しない人とされ、以下の要件に該当する人です。なお特別の寡婦控除と寡夫控除は廃止されました（ひとり親控除に移行）。寡婦控除の控除額は27万円となります。

- ①夫と死別、離婚、生死不明の状態であること（離婚の場合は扶養親族があること）
- ②本人の合計所得金額が500万円以下であること
- ③住民票に事実婚である旨の記載がされた者がいないこと

## 6 年末調整手続きの電子化について

令和2年分以後の年末調整手続きにおいて、従業員が勤務先企業に対して書面で提出していた年末調整申告書（給与所得者の保険料控除申告書等）や保険料控除証明書等を電子データで提出できるようになりました。

以上のように本年の年末調整は昨年からの変更点が多くあります。他にも書類の記入方法の変更や細かな注意点がございまして、詳しくは国税庁ホームページや税務署から送付される「令和2年分年末調整のしかた」をご参照ください。



# 「知って得する？」社労士の独り言 第38回

## 改定「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の概要について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
特定社会保険労務士 石川 貢

厚生労働省は、企業も労働者も安心して副業・兼業に取り組めるよう、9月1日に労働時間管理や健康管理等のルールを明確化するため従来のガイドラインを改定しました。

副業・兼業の導入は労働時間管理を適切に行う必要があるため、事業主の方は、改定されたガイドライン（注1）を、適切な労働時間管理の一助とし活用されることをお勧めします。

### 1. 基本的な考え方

- \* 副業・兼業に関する裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされています。
- \* 使用者及び労働者は、①安全配慮義務、②秘密保持義務、③競業禁止義務、④誠実義務に留意する必要があるため、十分に話し合うことが重要としています。
- \* 就業規則で、原則として労働者の副業・兼業を認めた場合、例外的に上記①～④に支障がある場合は副業・兼業を禁止又は制限できるとしておくことが重要としています。

### 2. 副業・兼業の確認方法

- \* 使用者は、労働者からの申告又は届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが望ましいとしています。

### 3. 労働時間管理

- \* 労働者が事業主に異にする複数の事業場で労働する場合には、労働基準法第38条第1項に基づき、以下により、労働時間を通算して管理することが必要としています。
- \* 法定労働時間、上限規制（単月100時間未満、複数月平均80時間以内）は、複数の事業場での労働時間を通算した合計労働時間に対して適用するとしています。
- \* 副業・兼業を行う労働者を使用する全ての使用者は、労働時間を通算して管理する必要があります。この、労働時間の通算は、自社の労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社の労働時間を通算することによって行うとしています。
- \* 副業・兼業の開始前に自社の所定労働時間と他社の所定労働時間を通算し、法定労働時間を超える時間は、後から契約した会社の時間外労働になるとしています。

### 4. 健康管理

- \* 労働安全衛生法に基づく健康診断等を実施する対象者は、自社の労働時間で決めます。
- \* 使用者が労働者に副業・兼業を推奨している場合は、労使の話し合い等で、副業・兼業の状況も踏まえて、健康診断等の必要な健康確保措置を実施することが求められます。
- \* 使用者が労働者の副業・兼業を認めている場合は、健康保持のため自己管理を行うよう指示し、心身の不調があれば相談を受けることを伝え、副業・兼業の状況も踏まえ必要に応じ労使の話し合い等で、健康確保措置を実施することが求められています。

### 5. 副業・兼業に関わる社会保険

#### ① 労災保険の給付（休業補償、障害補償、遺族補償等）

- \* 複数就業者は、非災害発生事業場の賃金額も合算した労災保険給付が受けられます。
- \* 複数就業者の就業先の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定が行われます。
- \* 副業先へ移動中に起こった災害は、通勤災害として労災保険給付の対象となります。

#### ② 雇用保険

令和4年1月より、65歳以上の労働者本人の申出を起点とし、二以上の事業所の労働時間を合算して雇用保険を適用する制度が試行的に開始されます。

#### ③ 厚生年金保険及び健康保険の適用

- \* 事業所ごとに判断するため、複数の事業所の労働時間等を合算して適用要件を満たしても、厚生年金保険及び健康保険には加入できません。
- \* 被保険者が複数の適用事業所に使用される（注2）場合は、事実発生から10日以内に被保険者が届出を行い、主たる事業所を選択することになります。

### 【参考資料】

注1：「副業・兼業」のホームページ … 本ガイドライン等の資料が入手できます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和2年9月1日改定版）（概要）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000665402.pdf>

注2：「被保険者が複数の適用事業所に使用されることになったとき」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/hihokensha/20140820-03.html>

## 法人会アンケート調査システム

# 新規登録 にご協力ください

法人会は、国内企業の約80万社が加入する大きな団体です。これまで60年以上の長きにわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

このようななか、全法連は会員企業の声を広く集めるツールとして、法人会アンケート調査システムを平成22年に創設しました。

システム創設以降、法人会活動の発展と法人会の社会的な認知度向上につなげるため、各種テーマによる調査を実施し、その結果を法人会内外に公表してきました。

平成26年4月には、システムをリニューアルし、アンケート結果をメールでお知らせするなどの機能を改善したところです。

今後このシステムをさらに有効活用すべく、全法連では、まだシステムへの登録がお済でない会員のみなさまに新規登録をお勧めしています。

つきましては、未登録の方はこの機会にぜひご登録いただきますようお願い申し上げます。



公益財団法人 全国法人会総連合



## アンケート調査システムの活用状況と 新規登録をふやす理由

システムの活用状況は？



景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、月1～2件のペースで調査をしています。

最近は、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。すでにこれらの外部機関とタイアップした調査も実施しています。



どうして新規登録を  
ふやす必要があるの？



アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

\*平成28年7月現在、アンケート送信対象は約4000名、回答数は約1200件です。



## 外部機関とタイアップして実施した主な調査 \* ( )内は外部機関、実施年月

自主点検チェックシートの  
活用状況 (国税庁、H26/10)

帳簿書類の保存状況  
(国税庁、H26/8)

がん検診意識調査  
(東京都、H25/12)

事業承継  
(慶応大学大学院、H25/10)



## 法人会アンケート調査システム 新規登録方法

- 登録資格は「会員企業に所属する方または個人会員」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できるかぎり組織上のアドレスでご登録願います（メール未達先発生防止のため）。



1

登録したいメールアドレスが使えるパソコン等から、ウェブで「法人会」を検索します。（登録時に同意確認等があるため、本人様ご自身でお手続き願います）



2

検索結果から「全国法人会総連合」をクリックし、全法連のホームページを表示します。そして「法人会アンケート調査システム」のバナーをクリックします（右図）。



3

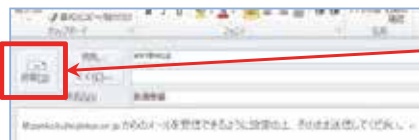
法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



参考／すでに登録している方でメールアドレス等を変更される場合はこちらから手続きをしてください。

4

メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、[@zenkokuhojinkai.or.jp](mailto:@zenkokuhojinkai.or.jp)からのメールを受信できるように設定してから送信してください。



5

すぐにメールが返信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。



クリック

リンクをクリックしてね。



6

入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

ご注意／すでに登録済のアドレスは新規登録できません。なお、平成26年3月以前に登録済の方は上記④の「登録情報の確認・変更」からご自身の登録情報を更新願います（更新後、アンケートの送信を再開します）。

アンケートを受信されました、ご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

2か月に1～2回の頻度でアンケートを実施しておりますので、受信後にご回答をお願いいたします。  
なお、アンケートの内容によっては、事業所の代表者やご担当者等からご回答いただきたい場合があります。メール受信者と回答者が異なる場合は、右図の手順でご回答ください。



# 地域の会員企業紹介

## 稲岡ハウジング 株式会社

**業種** 不動産業  
**事業内容** 不動産の売買・賃貸・管理・土地活用・  
 建築 / リフォームの紹介  
**代表者** 稲岡 武義  
**住所** 茅ヶ崎市高田 4-4-5  
**電話** 0467 (52) 2222  
**FAX** 0467 (51) 7722  
**URL** <https://www.inaoka-h.com/>  
**メール** [info@inaoka-h.com](mailto:info@inaoka-h.com)



地元茅ヶ崎と共に歩み続けて四十年以上  
 店舗・社宅探しや土地の有効活用などご相談ください



0120-22-0083 0120-41-0083 0120-56-0083

## 三共自動車学校 (株式会社シオン学園)

**業種** 自動車教習所・安全教育センター  
**事業内容** ○企業安全運転講習  
 ○国土交通省認定運転適性診断  
 ○新規運転免許取得  
 (普通車 A T / M T ・普通二輪 M T ・小型二輪 A T ・大型二輪 M T )  
**代表者** 田村 嘉規  
**住所** 藤沢市本藤沢 1-11-23  
**電話** 0466 (81) 3710  
**FAX** 0466 (81) 3714  
**URL** <http://safety-sankyou.co.jp/>  
**F B** <https://www.facebook.com/sankyou.ds>  
**メール** HP の「お問い合わせ」からどうぞ



## 不動産-注文住宅-リフォーム&リノベーション

Real estate × Custom-built houses × Reform & Renovation

Design  
 Technique  
 Quality  
 Relief



## 田辺工務店の住まいづくり

思い描く生活スタイルは人それぞれ  
 こだわりや想いだってみんな違う  
 そんな夢のカタチを創造するのが  
 田辺工務店の住まいづくり  
 オーダーメイドだからできる  
 住まいづくりがここにあります



木の家 株式会社 田辺工務店 一級建築士事務所  
 〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭6964  
 TEL:0466-81-6316 FAX:0466-81-6396

<https://www.tanabe-koumuten.co.jp/> 田辺工務店 検索

## 2020 年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

### 口座振替契約の皆さまへ

2020 年度下期 (2020 年 10 月 1 日～2021 年 3 月 31 日) の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成 28 年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日：2020 年 11 月 16 日

### 口座振替契約をされていない皆さまへ

12 月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です！ご協力ください。

お問い合わせは (公社) 藤沢法人会  
 事務局・0466-22-6444

| 区分   | 資本金                        | 月額      |
|------|----------------------------|---------|
| 正会員  | 300 万円以下                   | 800 円   |
|      | 1,000 万円以下                 | 1,300 円 |
|      | 3,000 万円以下                 | 1,800 円 |
|      | 5,000 万円以下                 | 2,400 円 |
|      | 5,000 万円超                  | 3,000 円 |
|      | 特別会員 (同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人) | 100 円   |
| 賛助会員 | 法人会活動に賛同される個人又は個人事業者       | 500 円   |





# おじゃましました♪

会員訪問

vol.034 神奈川・藤沢の総合建設業「西尾建設」さん



▲藤沢市発注。藤沢市大鋸の御所ヶ谷緑地法面対策工事。  
(上・着工前)  
(右・完成)



▲神奈川県発注。藤沢市下土棚の河川改修工事。  
(上・着工前)  
(右・完成)



## 住みやすい街づくりを目指し、環境を守り続けます！

創業は昭和41年。藤沢市の建設会社「西尾建設」代表の西尾雄一郎さんは二代目。父が60歳のときに他界し、28歳のときに事業を継承し今に至ります。

総合建設業として、神奈川県、藤沢市発注の公共工事や民間の発注工事を手掛け、道路の補修、崖崩れ対策、河川改修工事など幅広く請け負っていますが、「今年はコロナの影響もあり大変でしたが、何より大切にしているのが安全対策と社員の体調管理です。今年の夏は、暑さのなかマスク着用もあり、熱中症対策にも気配りしました」と西尾代表。

藤沢市と建設会社とで災害協定を結ぶ「藤沢市建設業協会」に所属し、住みやすい街づくりと環境整備のた

めに、「道路清掃」、「防災活動」のほか、台風や積雪被害など自然災害から住民を守るための社会貢献活動にも力を注いでいます。

「藤沢法人会青年部」会長としての顔を持ち、青年部主催の地域貢献活動やイベントなどを開催。

「しばらく自粛していましたが、10月3日に久しぶりに例会を開きました。片瀬海岸のビーチクリーン活動でしたが、みんなと顔を合わせると話題が広がり、アイデアも浮かびますね」。

実施できなかった青年部の卒業式も何らかの形で開催予定とのこと。「落ち着いたら、勉強会や親睦会など積極的に活動していきたいと思います！」

コロナに負けず、  
青年部として楽しく  
活動していきますので、  
よろしくお願いします!!



▲藤沢駅北口の特殊街路再整備工事、竣工後



▲10月3日、青年部主催で「ビーチクリーン」を開催。



▲小学校の「租税教室」で税金の仕組みを伝える活動も。



### 株式会社 西尾建設

神奈川県藤沢市鵠沼石上3-3-2

TEL：0466-25-5386

FAX：0466-24-5903

<http://www.nishio-kensetsu.co.jp>

《業務内容》

官民問わず土木一式(道路・下水・造成・外構・排水設備工事)街路築造工事

湘南経理代行株式会社

# 経理代行

経理をアウトソーシングして、コストカット&本業に集中

## 経理に関してこんなお悩みありませんか？



- ✓ 経理担当の**社員が退職**して、誰にお願いすればよいか困っている
- ✓ 経理事務・経理部門のコスト削減を行い、**合理化**を図りたい
- ✓ 今は社員に経理を任せているが、本当は**社員以外**に経理をお願いしたい
- ✓ 経理や会計、帳簿の付け方が全く分からないので、**プロに任せたい**

### 経理代りの メリット

生産性向上  
クラウド化  
システム活用  
マニュアル化

コスト削減  
人件費削減  
採用費削減  
教育費削減

本業へ集中  
営業へ集中  
実務へ集中  
事務作業の削減

属人化防止  
業務の見える化  
マニュアル化  
退職リスク回避

不正防止  
不正防止  
悪用防止  
情報漏洩防止

### 充実の サービス 内容



記帳



給与計算



銀行振込



請求書発行

書籍をご希望の方はご連絡下さい。プレゼントいたします。 担当：薄井

TEL 0466-21-8601

FAX 0466-25-6968

『社長さん！ 経理はプロに任せなさい！』

主な内容

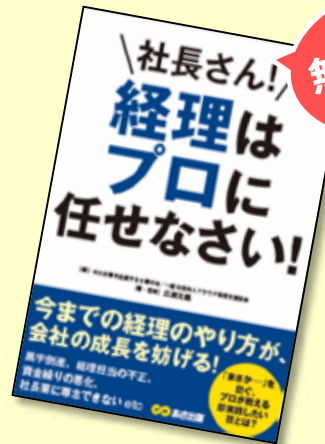
- ▶ 会社が倒産するたったひとつの理由
- ▶ その経理でほんとうに大丈夫ですか？
- ▶ 経理を「見える化」してスリムにする
- ▶ 経理を「標準化」して生産性を上げる
- ▶ 経理を「アウトソーシング」して会社を成長させる

湘南経理代行株式会社

〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-1-15 藤沢リラビル

TEL : 0466-21-8601 FAX : 0466-25-6968

<http://経理代行.jp/shonan/>



無料進呈！